

救急医療体制

1998（平成 10）年の医療計画作成指針において、医療計画に記載された第 2 次及び第 3 次救急医療機関を、都道府県知事が救急病院（診療所）として認定することで、医療計画で定められた救急医療体制（第 2 次・第 3 次救急医療機関）と、「救急病院等を定める省令」に基づく救急病院（診療所）との一元化が図られた。これにより従来、救急告示医療機関と初期、第 2 次、第 3 次救急医療体制が併存し、住民や消防機関にとって分かりづらいものとなっていた救急医療体制が、医療計画に基づき一つのものとなるよう整理された。

表 2-27 救急医療体制の概要

救急指定病院		24 時間救急患者を受け入れる施設 消防法に基づく施設で、救急車が患者を搬送してよい施設
救急医療対策事業 に基づく救急医療 機関	初期救急医療機関	外来診療によって救急患者の医療を担当 在宅当番医や休日夜間急患センターなど
	第 2 次救急医療機関	入院治療を要する重症救急患者を担当 病院群輪番制方式や、共同利用型病院方式等がある
	第 3 次救急医療機関	重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れる 救命救急センターと呼ばれる

（昭 39 厚令 8、昭 52.7.6 医発 692）

救命救急入院料にかかる施設基準

救命救急センターを有する病院の、重篤な救急患者を治療する病室において算定する際の施設基準。

2010（平成 22）年診療報酬改定において、「広範囲熱傷特定集中治療室管理料」は廃止され、「救命救急入院料」及び「特定集中治療室管理料」の 1 項目として位置づけられた。

表 2-28 救命救急入院料に関する構造設備基準

	救命救急入院料 1	救命救急入院料 2	救命救急入院料 3	救命救急入院料 4
算定単位	救命救急センターを有している病院の一般病棟の治療室単位			
所要室		*2	広範囲熱傷特定集中治療管理の治療室 (内法 15㎡/床以上)	広範囲熱傷特定集中治療管理の治療室 (内法 15㎡/床以上)*2
必要機器 (*)	・救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等） ・除細動器 ・ペースメーカー ・心電計 ・ポータブルエックス線撮影装置 ・呼吸循環監視装置			
その他	自家発電装置を有している病院			
他基準との 関連		特定集中治療室管理料 1 または 3 の施設基準 を満たす (病室面積 ・バイオテ ラーンルーム 等)		特定集中治療室管理料 1 または 3 の施設基準 を満たす (病室面積 ・バイオテ ラーンルーム 等)

注) 特定集中治療室管理料は p. 46 参照

* 1 ペースメーカー、心電計、ポータブルエックス線撮影装置、呼吸循環監視装置については、当該保険医療機関内に備え、必要な際に迅速に使用でき、緊急の事態に十分対応できる場合においては、常時備えている必要はない（平 30.3.5 保医発 0305 第 2）

* 2 手術室と同程度の空気清浄度を有する個室及び陰圧個室を設置することが望ましい